

高額介護サービス費の基準(月々の負担上限額)が変わります

介護サービスを利用する際の利用者負担額(1割または2割)は、所得に応じて月々の上限額が設定されています。利用者負担額の合計が上限を超えたときは、超えた金額が「高額介護サービス費」として後から払い戻されます(該当者へは申請書が届きます)。

制度改正により、8月利用分から市県民税課税世帯の人の負担上限額が、37,200円から44,400円に引き上げられます。ただし、1割負担のみの世帯は、年間446,400円(37,200円×12か月)の上限が設けられています(3年間の時限措置)。

区分	7月まで(負担上限)	8月から(負担上限)
現役並み所得者相当※	44,400円	44,400円
市民税課税世帯	37,200円	44,400円 (1割負担のみの世帯は 年間上限が446,400円)
世帯全員が市民税非課税	24,600円	24,600円
●高齢年金受給者 ●前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者	15,000円	15,000円



※同一世帯内に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得145万円以上の人がいる場合。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の人が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は「市民税課税世帯」と同様の限度額になります。

綾歌市民総合センター 庁舎を移転します

同市民総合センターは、9月頃から約1年間の予定で耐震改修工事を行います。工事中は、9月16日(土)から平成30年10月5日(金)まで「綾歌保健福祉センター内に仮庁舎を設置」し、9月19日(火)から通常業務を開始します。

綾歌市民総合センター
☎86-2311

《仮庁舎住所》

綾歌保健福祉センター内(綾歌町栗熊西782番地)

《連絡先》

電話番号は変更なし(☎86-2311)

《仮庁舎への移転作業》

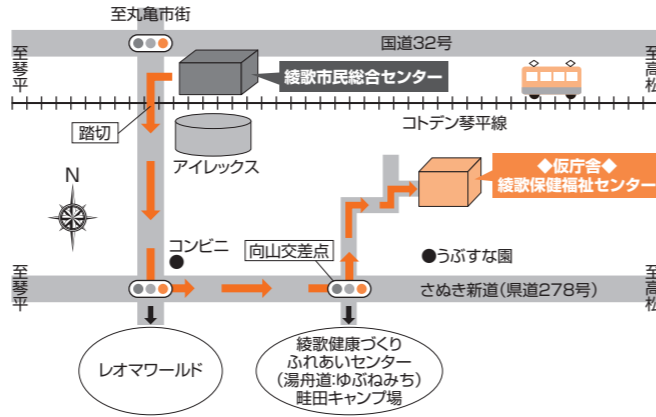
9月16日(土)から18日(月)までの3日間

作業期間中は、通信機器の切り替え工事のため、綾歌市民総合センターの電話は飯山市民総合センターに転送される場合があります。

また、同時に栗熊コミュニティセンターの耐震工事を行うため、栗熊コミュニティセンターの仮事務所も綾歌保健福祉センター内に設置します(移転日程も同様)。

※綾歌市民総合センター2階の綾歌図書館は、9月1日(金)～平成30年10月14日(日)の間、休館します。ご不便をお掛けしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

■仮庁舎等(綾歌保健福祉センター)への案内図



※さぬき新道から綾歌保健福祉センターへは道幅が狭く、減速運転をお願いします。

～綾歌日曜朝市終了のお知らせ～

平成6年から約23年間、朝市が同センター前で行われてきましたが、耐震工事に伴い8月27日(日)をもって終了します。お越しくださった皆さん、ありがとうございました。お問い合わせ：馬場俊作さん(☎86-3020)



制度改正に伴い高額療養費の自己負担限度額を変更します

8月診療分から、70歳以上75歳未満の国民健康保険に加入している市県民税課税世帯の人と、後期高齢者医療に加入している市県民税課税世帯の人の自己負担限度額(月額)を下記のとおり変更します(市県民税非課税世帯の人の自己負担限度額は変更ありません)。

●70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者の自己負担限度額(月額)

■7月診療分まで

区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% ^{※1} <44,400円> ^{※2}
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

■8月診療分から平成30年7月診療分まで

区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得者	57,600円	80,100円+1% ^{※1} <44,400円> ^{※2}
一般	14,000円 [144,000円] ^{※3}	57,600円 <44,400円> ^{※2}
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

※1:医療費が267,000円を超えた場合は、超過額の1%を加算します。
※2:過去1年間に高額療養費(外来+入院)の支給を4回以上受けている場合は、4回目以降の限度額が<44,400円>に変わります。
※3:1年間(8月～翌年7月)の外来自己負担額の合計額に上限額[144,000円]が設けられます。

国民健康保険加入者の皆さんへ

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

事前に、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けて、医療機関の窓口へ認定証を提示すると、同一の医療機関に支払う窓口負担が限度額までとなります(申請月の1日から適用)。下記の認定要件にあてはまる人で、認定証が必要な場合は、被保険者証・個人番号カードまたは個人番号通知カード(世帯主と減額対象者)・認印を持参し、手続きをしてください。

なお、現在ご利用の人も、更新手続きが必要となりますので、有効期限をご確認ください。

詳しくは、保険課にお問い合わせください。

●自己負担限度額(月額)と食事代

■70歳未満の人(認定要件:国民健康保険税の滞納がない世帯のみ対象)

★過去1年以内に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

所得区分 【総所得金額等-33万円(基礎控除)】	3回目まで	★4回目以降	入院時の食事代 (1食あたり)
901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	360円 ^{※1}
600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
210万円以下	57,600円		
住民税非課税世帯	90日以内の入院	35,400円	210円
	90日を超える入院 ^{※2}		160円

■70歳以上75歳未満の人(認定要件:住民税非課税世帯のみ対象)

所得区分	区分	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	入院時の食事代 (1食あたり)
住民税非課税世帯	90日以内の入院	8,000円	24,600円	210円
	90日を超える入院 ^{※2}			160円
	区分Ⅰ		15,000円	100円

※1:小児慢性特定疾病の患者の人、指定難病の患者の人、または平成28年3月31日において既に1年以上継続して精神病棟に入院している人は、260円になります。
※2:改めて申請が必要になります(入院日数が確認できるもの・認印が必要です)。

◆申請場所/保険課・綾歌市民総合センター・飯山市民総合センター